

佐世保市集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 佐世保市

事 業 名 : 漁業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	野方地区 : 平成13年4月1日 (15年) 本飯良地区 : 平成17年4月1日 (11年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適
処理区域内人口密度	野方地区 : 6.5人/ha 本飯良地区 : 5.8人/ha ※平成28年12月末時点	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	2処理区(野方地区・本飯良地区)		
処 理 場 数	2処理場(野方地区集落排水処理施設・本飯良地区集落排水処理施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成28年度に最適化を実施(平成29年4月1日に供用開始予定) 集落排水処理施設の規模が実際の処理量に対して過大な状態で、効率性に課題があることから、維持管理費用の低減を図るため、平成26年度に集落排水処理施設のコスト削減について検討を行った結果、以下のとおり最適化することを決定し、平成27年度に施設の改築のための詳細設計、平成28年度に改築工事を実施しています。 ○野方地区集落排水処理施設 ⇒ 施設の一部を利用し、大型浄化槽を新たに設置 ○本飯良地区集落排水処理施設 ⇒ 汚水処理施設を現状に見合った処理能力に規模縮小		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料1,000円/月(8立方メートルまで) 超過使用料150円/立方メートル(8立方メートル超過分) ※消費税及び地方消費税は別途加算				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	業務用使用料体系の設定なし				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	その他使用料体系の設定なし				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2,730 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,002 円
	平成26年度	2,808 円		平成26年度	3,082 円
	平成27年度	2,808 円		平成27年度	3,084 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	0名
事業運営組織	専任の職員は配置せず、漁業集落排水事業からは時間外手当のみ支出し、兼職の職員1名の給与費は一般会計から支出しています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下記の①～⑤の業務について民間委託しています。 ①処理施設及び中継ポンプ場の運転・点検・維持管理業務、②電気保安業務、③水質管理業務、④汚泥処理業務、⑤消防設備点検業務
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

--

2. 経営の基本方針

本市の漁業集落排水事業は、旧宇久町が集落の生活環境の向上や漁港及び周辺海域の水質保全を目的に、平成11年度に事業着手し、平成13年度に野方地区の処理施設、平成17年度に本飯良地区の処理施設を供用を開始し、市町合併により平成18年3月31日から本市の公の施設となりました。漁業集落排水事業については、快適な市民生活のために必要不可欠なものであり、今後も安定したサービスを提供し続ける必要があります。一方、供用開始後10年以上経過し、平成17年度に353人であった処理区域内人口は平成27年度では213人と人口減少が急速に進行していることを踏まえ、将来に渡って安定した施設運営を行っていくため、以下の2点を基本方針として定めます。

- 1 漁業集落排水の普及促進
漁業集落排水への加入を促進するため、戸別訪問活動を強化していくとともに、水洗化に伴う改造資金の利子補給制度の周知活動及び漁業集落排水への理解を得るための啓発活動を実施します。
- 2 施設の適正な維持・更新
維持管理費の削減と、修繕費の抑制と平準化を図るため、機能保全計画を策定し、適正な維持・更新を行っていきます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

平成26年度に漁業集落排水処理施設のコスト削減について検討を行った結果を踏まえ、平成27年度に処理施設の改築に係る設計(7,888千円)、平成28年度に処理施設の改築(43,000千円)を行い、施設の最適化を行っています。今後は、標準耐用年数に従い、平成30・35・37・38年度に総額5,177千円の機能保全工事を行うに止め、ライフサイクルコストを抑制します。

※その他の投資に関する事項

- ・施設の建設・更新 ⇒ 管渠の標準耐用年数は50年で当面更新・新設の予定は無く、処理施設は平成28年度に改築済み
- ・投資の平準化 ⇒ 標準耐用年数に応じ、適切な時期に設備の修繕等を実施
- ・民間の活力の活用 ⇒ 機能保全工事について民間へ発注
- ・防災・安全対策 ⇒ 佐世保市業務継続計画及び緊急対応マニュアルに従い対応

② 収支計画のうち財源についての説明

計画期間中の平成29年度から平成38年度の間、処理区域内人口が195人から130人へ減少すると予測しており、有収水量もこれに合わせて減少した場合、平均で年間50千円の料金収入減となります。

このため、戸別訪問活動を強化し、水洗化率を年0.5%ずつ向上させ、料金収入の確保に努めていきます。(平成17～27年度は平均して年2%向上していたが、今後、高齢化等により水洗化率の伸びが鈍ってくると推測されるため、年0.5%向上としました。)

なお、使用料については、2か月間の標準的な使用量20～25m³で本市の下水道料金と比較した場合、900円程度高く、当面使用料の改定は困難であると考えています。

※その他の財源に関する事項

- ・企業債 ⇒ 平成45年度まで建設時の償還金があることから、新たな借り入れ予定無し
- ・繰入金 ⇒ 料金収入の確保と営業費用を抑制し、他会計からの繰入金を最小限に抑制
- ・資産の有効活用 ⇒ 遊休資産は無く、有効活用できる資産無し

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

計画期間中の初年度である平成29年度から改築後(最適化後)の施設の供用を開始することとしており、収支計画中の「営業費用」へ改築による維持管理費用の削減効果(年間2,874千円削減)を反映させています。

○改築による維持管理費の主な削減内容

- ・電気料金(1,075千円削減) 2,157千円(27年度決算) ⇒ 1,082千円(平成29年度以降の各年度)
- ・運営委託料(1,799千円削減) 4,667千円(27年度決算) ⇒ 2,868千円(平成29年度以降の各年度)

以上の改築による削減効果を踏まえ、計画期間中は、機能保全工事を除いた営業費用を6,052千円以下に抑えます。

※その他の投資以外の経費に関する事項

- ・民間の活力の活用 ⇒ 維持管理業務等について民間へ委託
- ・職員給与費 ⇒ 兼職の職員のみ配置で、漁業集落排水事業からは時間外手当のみの支出
- ・薬品費 ⇒ 有機塩素系水処理剤のみ購入
- ・修繕費 ⇒ 突発的な設備の故障に対する簡易な修繕のみ実施
- ・委託費 ⇒ 処理施設及び中継ポンプ場の運転・点検・維持管理業務、電気保安業務、水質管理業務、汚泥処理業務、消防設備点検業務を委託

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	平成28年度に処理施設の改築(最適化)を行っており、新たな取り組みの予定はありません。
投資の平準化に関する事項	平成29年度に改築後の施設の機能保全計画を策定し、機能保全費の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在の維持管理業務等について民間へ委託を継続して行います。
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料については、2か月間の標準的な使用量20~25㎡で本市の下水道料金と比較した場合、900円程度高いことから、使用料改定の予定はありません。
資産活用による収入増加の取組について	遊休資産がありません。
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在の維持管理業務等について民間への委託を継続して行います。
職員給与費に関する事項	今後も兼職の職員のみ配置とし、漁業集落排水事業からは時間外手当のみ支出し、職員給与費の支出を最小限にします。
動力費に関する事項	平成28年度の施設の改築時に導入した太陽光発電設備により発電した電気を利用し、電気料金の抑制に努めます。
薬品費に関する事項	有機塩素系水処理剤のみの購入とします。
修繕費に関する事項	平成29年度に策定予定の機能保全計画に基づく機能保全対策を実施することで、大規模な修繕のリスクを回避します。
委託費に関する事項	現在の処理施設及び中継ポンプ場の運転・点検・維持管理業務、電気保安業務、水質管理業務、汚泥処理業務、消防設備点検業務を委託し、必要に応じて委託内容の見直しを行います。
その他の取組	該当なし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	平成28年度に経営戦略の策定作業と平行して施設の改築を行ったことから、現在の収支計画の電気料は、改築後の施設の運営実績を基に試算ができなかったため、平成29年度策定予定の機能保全計画の機能保全費と併せて、実績に基づき試算した電気料を平成30年度に収支計画に反映させます。平成31年度以降は、3年から5年ごとの見直し(ローリング)を実施し、経営状況の把握に努めます。
---------------------	--